

平成26年度 事業シート

第5次廿日市市総合計画（後期基本計画）

基本目標 1 健やかな暮らしを支え、安全で快適に暮らせるはつかいち
 政策目標 3 やさしい心で支え合い、健やかに暮らせるまちに
 重点的取組 3 高齢者や障がいのある人など誰もが自分らしく地域で暮らせるよう支援する

担当課名	福祉保健部 高齢介護課		
予算科目目	会計	01	一般会計
	款	03	民生費
項目	項	01	社会福祉費
	目	02	老人福祉費

事業名	高齢者福祉計画等策定事業	事業開始年度	平成 年度
	第6期廿日市市介護保険事業計画策定事業	根拠法令 条例 個別計画等	介護保険法第117条

1 事業の目的、意図

目的	【対象】誰の(何の)ために	【目指す姿・意図】(いつまでに、どういう状態に)
	高齢者	市町村は、三年を一期とする介護保険事業に係る保険給付の円滑な実施に関する計画を定めるものと定められていることに基づき、本市の高齢者を取り巻く社会環境や地域の特性を把握し、方向性や重点施策などを明らかにする第6期廿日市市介護保険事業計画を策定する。

2 事業の実施主体・関係団体・役割

実施主体	関係団体(パートナー)	事業実施に係る市役所(職員)の役割
市	市民、医療・介護・福祉事業者	介護保険事業計画策定委員会を設置し、審議し、介護保険事業計画を策定する。

3 平成26年度 予算(事業の内容・コスト情報・目標到達見込)

活動内容	<ul style="list-style-type: none"> 市町村は、三年を一期とする介護保険事業に係る保険給付の円滑な実施に関する計画を定めるものと定められていることに基づき、本市の高齢者を取り巻く社会環境や地域の特性を把握し、方向性や重点施策などを明らかにする第6期廿日市市介護保険事業計画を策定する。計画期間は平成27年から29年。 施設等の必要利用定員総数その他の介護給付等対象サービスの種類ごとの量の見込み、地域支援事業の見込み等を計画する。 市民や事業者から成る介護保険事業計画策定委員会を設置し、年4回(予定)程度の策定委員会を開催し審議を得る。 									
	<p>【歳出】</p> <table style="width: 100%;"> <tr> <td>委員報酬</td> <td style="text-align: right;">420 千円</td> </tr> <tr> <td>旅費(費用弁償)</td> <td style="text-align: right;">32 千円</td> </tr> <tr> <td>委託料</td> <td style="text-align: right;">3,500 千円</td> </tr> </table>					委員報酬	420 千円	旅費(費用弁償)	32 千円	委託料
委員報酬	420 千円									
旅費(費用弁償)	32 千円									
委託料	3,500 千円									
コスト情報(円)	項目		平成24年度決算	平成25年度予算	平成26年度予算					
	財源内訳	直接事業費 A			3,952,000					
		国庫支出金								
		県支出金								
		借入金(市債)								
		その他(使用料など)								
	市(市税など)			3,952,000						
人件費(按分) B		人	人	0.50 人 4,255,500						
総事業費(A+B)				8,207,500						
ト換算	①	人口(4月1日現在)	118,000 人	118,000 人	117,680 人					
	②	市民1人当たり			70					
到達目標	活動及び成果指標		単位	H24実績値	H25目標値	H26目標値	H27目標値	備考		
	活動成果	策定委員会の開催	回			4				